

新型コロナウイルス感染症に係る 特別要望書

令和2年7月9日

山 口 県

新型コロナウイルス感染症に係る特別要望

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内でも全国を対象に緊急事態宣言が発令されるなど、私たちの平穏な日常は一変しました。

山口県では、県内での感染拡大を防ぎ、県民の命と健康を守るため、検査体制や医療提供体制の強化を図るとともに、県民の皆様の御協力を得て、厳しい外出の自粛や事業の休業要請、学校の一斉休業などに取り組みました。

その結果、県内では大規模な感染拡大は起きておらず、現在、新たな感染者の発生は抑制されていますが、社会経済活動の縮小・停滞によって、県民生活と地域経済に深刻な影響が及んでいるところです。

国においては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の創設と大幅な増額など、地方の声も聞きながら、過去に例のない規模の緊急経済対策を打ち出されており、本県でも、こうした国の取組と連携しながら、県民生活の安定と経済活動の早期の回復に向け、最大限の対策に取り組んでいます。

一方で、このウイルスには現時点で有効な特效薬がなく、再度の感染拡大も予想されることから、国と地方が一丸となって、長期戦を見据えた検査体制・医療提供体制の更なる充実と、「新しい生活様式」の普及・定着など、社会経済活動の変革を図る必要があります。

については、本県の新型コロナウイルス感染症対策のより一層の充実に向け、緊急かつ重要な事項についてとりまとめましたので、特段の御配意をお願いします。

令和2年7月9日

山口県知事 村岡嗣政

山口県議会議長 柳居俊学

目 次

1 検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 検査体制の強化 1
- (2) 抗原検査の早期普及、抗体検査の全国的な実施..... 1
- (3) 医療提供体制の充実・強化 1
- (4) 特効薬・ワクチンの早期開発、実用化 2
- (5) 医療機関等への医療用・衛生用物資・資機材の安定供給体制の
確保 2
- (6) 保健所機能の充実・強化 2

2 実効性ある感染防止対策等の強化

- (1) 社会福祉施設等における感染症対策への支援 3
- (2) 病児保育事業への支援 3
- (3) 緊急事態宣言時に事業継続が求められる事業者の感染防止対策
への支援 3

1 検査体制・医療提供体制の整備

《厚生労働省》

- 本県では、3月に初めて新型コロナウイルス感染患者が確認されて以降、感染患者の増加傾向が続いていたが、「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」を中心に、関係機関と連携しながら感染拡大の防止に全力を挙げて取り組み、また、外出の自粛や休業要請など、県民や事業者等の皆様の多大な御協力が得られた結果、現在まで爆発的な感染拡大には至っていない。
- 県民の命と、安心・安全な生活を守るためには、今後も気を緩めることなく感染拡大防止対策に取り組むとともに、第2波、第3波を想定した、万全の備えが必要である。
- ついては、PCR等検査体制や医療提供体制の強化、必要な資機材の安定供給体制の確保、保健所の機能強化など、本県の体制整備に向けた国の支援について要望する。

(1) 検査体制の強化

検査体制の中核となる公設試験研究機関の体制強化のため、検体検査を行う上で欠かせない、専門的な技術と知識を要する臨床検査技師等の人材育成や人員確保に係る財政支援を行うこと。

また、PCR検査装置の増設や検査試薬の購入、抗体検査をはじめとした検査費用の助成等、検査体制を強化するための取組に対する継続的な支援を行うこと。

(2) 抗原検査の普及、抗体検査の全国的な実施

第2波、第3波の感染拡大に対応し、PCR検査の実施に関わる職員の負担を軽減するため、抗原検査の普及が図られるよう、ウイルス検出性能の向上に努めること。

また、地域における新型コロナウイルスの感染状況を把握する上で抗体検査は重要であることから、抗体検査の有効性を確認し、国の責任により、全国において抗体検査を実施すること。

(3) 医療提供体制の充実・強化

医療機関においては、患者の受入に係る人員体制確保等の負担や、院内感染対策による一般診療の縮小などが、病院経営を圧迫することが懸念されることから、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うこと。

さらに、医療の最前線で治療にあたる医療従事者や家族に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、国民への正しい情報の提供に努めるなど、人権や風評被害の防止に配慮した対策を講じること。

(4) 特効薬・ワクチンの早期開発、実用化

特効薬及びワクチンの早期開発・実用化について、国を挙げて支援し、医療提供体制を強化すること。

(5) 医療機関等への医療用・衛生用物資・資機材の安定供給体制の確保

感染防止、医療提供に必要な医療物資の不足により医療崩壊が生じることがないように、医療機関や薬局、保健所での感染症防護等に必要な医療用マスク、消毒用アルコール及び防護服等の衛生資材について、引き続き、国の責任において安定した供給体制を構築すること。

また、感染症に対応した入院医療提供体制の充実のため、人工呼吸器等の設備についても同様に安定供給体制の構築を図ること。

(6) 保健所機能の充実・強化

積極的疫学調査や相談対応など、専門的な知識や技術を習得した人材や、保健師を安定的に育成・確保できるよう、国において研修体制の整備を行うこと。

また、感染症法に基づく積極的疫学調査、さらには自宅待機や健康観察等に対して協力が得られないケースが見受けられることから、要請や指示に従わず、調査協力を拒否する行為等に対して、実効性を担保するための法的措置を設けるなどの改善を行うこと。

2 実効性ある感染防止対策等の強化

《内閣官房／厚生労働省》

- 今後、コロナの存在を前提として、社会経済活動を段階的に回復させていくためには、引き続き実効性の高い感染拡大防止対策に取り組んでいく必要がある。
- また、このたびの緊急事態宣言の下で明らかになったように、感染拡大時においても、国民生活や社会的機能を維持させていくために事業を継続しなければならない業種も少なくない。
- ついては、感染拡大時においても事業継続が求められる事業者が行う感染防止対策の充実・強化に向けた国の支援等について要望する。

(1) 社会福祉施設等における感染症対策への支援

社会福祉施設等で感染が生じた場合、重症化やクラスター化のおそれが高く、徹底した感染防止対策が必要となることから、国の責任において、こうした施設等への衛生・防護用品の安定的な供給に努めるとともに、感染防止対策に取り組む社会福祉施設等への新たな報酬加算を含めた財政支援の充実を図ること。

(2) 病児保育事業への支援

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、主に医療機関の施設を利用して運営する病児保育施設においては、施設内での感染リスクへの懸念などから大幅に利用者が減少しており、大変厳しい運営状況にある。

病児保育事業は、仕事を休むことができない家庭にとって欠くことのできないセーフティネットであることから、コロナ禍にあっても利用者が安心してサービスを受けられるよう、子ども子育て支援交付金に感染症対策に必要な費用を算入するとともに、利用児童数に応じた加算措置について、今年度は特例的に、感染症の影響を受けていない前年度の実績を基に算定するなど、財政支援の充実を図ること。

(3) 緊急事態宣言時に事業継続が求められる事業者の感染防止対策への支援

医療提供体制の維持や生活支援等を担う事業者以外にも、公共交通機関など、「国民の安定的な生活の確保」や「社会の安定の維持」のため、緊急事態宣言

時であっても事業の継続が求められる事業者がある。

こうした事業者が安心して事業を継続できるよう、また、利用者も安心して利用ができるよう、国において感染防止対策の徹底を図るとともに、感染防止対策に必要となる新たな設備等に対する財政支援を行うこと。